

## 中之島地域 都市再生安全確保計画（変更案）

平成28年6月24日策定

令和3年9月30日改定

令和8年 月 日改定

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会  
(中之島地域部会)

## はじめに

中之島地域は、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、政令で定める「都市再生緊急整備地域」に位置付けられており、平成27年7月には「特定都市再生緊急整備地域」に指定された。

「都市再生緊急整備地域」のうち、「都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域」として政令で定める地域となっており、都市の防災力を高め、災害時における滞在者や来訪者の安全を確保するため、平成28年6月に「都市再生安全確保計画」を策定した。

その後、本地域のまちづくり活動を推進する「中之島まちみらい協議会」が一般社団法人となったこと、一部の開発が進んだことをふまえ、本計画は、令和3年9月に軽微な時点修正を行った。

令和8年改定日現在、本計画において、策定時に想定していた開発が一定整備されたこと、また、策定時以降、帰宅困難者対策の一斉帰宅抑制や施設内待機の徹底等をはじめとする国や関係機関、大阪府、大阪市の方針等の改定が進んだことや、想定する大規模地震の発生確率・被害想定の見直しが図られたこと等をふまえ、今回内容を改定するものである。

---

## 用語の定義

---

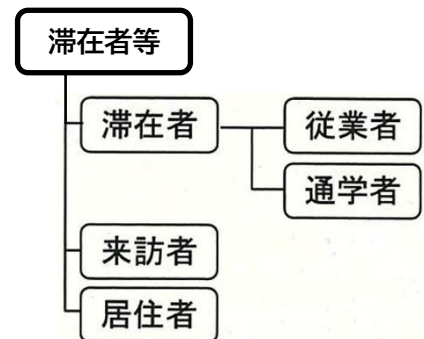
本計画における用語は、以下のとおり定義する。

### 【行動】

- ・避難 大規模災害時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること
- ・退避 大規模災害時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること

### 【ひと】

- ・滞在者等 滞在者、来訪者、居住者
- ・滞在者 中之島地域内に就業、通学の目的で滞在する者
- ・従業者 滞在者のうち、就業を目的とした者
- ・通学者 滞在者のうち、就学を目的とした者
- ・来訪者 中之島地域内にいる滞在者・居住者以外の者
- ・居住者 中之島地域に居住している者
- ・帰宅困難者 災害時に、公共交通機関の運行の停止等により帰宅できない滞在者、来訪者
- ・帰宅不可能来訪者 帰宅困難者のうち、行き場のない、徒歩による帰宅が不可能な者



### 【施設】

- ・広域避難場所 大震災時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいい、地方公共団体が指定している場所
- ・一時滞在施設 (=退避施設) 帰宅不可能来訪者を数日間受け入れるための施設
- ・一時退避場所 大規模災害時に、施設の安全性が確認され当該施設に戻るまでの間、滞在者等が一時的に退避するための屋外の場所

## 帰宅困難者数の算出方法

本計画における帰宅困難者数の算出方法は、大阪市の算出方法<sup>※1</sup>に準拠し以下とする。

区 分	内 容
想定のお考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国土交通省の駅周辺滞留者数想定フローに基づいて想定</li> <li>○近畿圏パーソントリップ調査のデータを基に、対象ゾーン<sup>※2</sup>の非居住滞留人口<sup>※3</sup>の推計を行い、来訪者の来訪目的によって、帰宅困難になり得る人数を想定</li> <li>○また、近畿圏パーソントリップ調査では動向が把握できない外国人観光客及び近畿圏外からの来訪者数を別途想定し反映</li> </ul>
使用データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近畿圏パーソントリップ調査（令和3年）<sup>※4</sup>／国土交通省</li> <li>○来阪観光客数の推移（令和5年度）／公益財団法人大阪観光局</li> <li>○訪日外国人旅行者の動向把握にむけた関西空港出口調査（令和5年度）／公益財団法人大阪観光局</li> <li>○大阪府観光入込統計共通基準調査報告書（一体版）（令和5年度）／公益財団法人大阪観光局</li> </ul>

※1 各駅周辺地区帰宅困難者対策計画における帰宅困難者数の算出方法

※2 中之島1丁目～6丁目を設定

※3 中之島1丁目～6丁目及び隣接する地域の居住者は含まない

※4 新型コロナウイルス感染症拡大による外出状況の変化（頻度や移動手段の変化）を把握する補完調査を実施されており、コロナ収束後拡大補正係数を採用

# 1. 中之島地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

(法第19条の15第2項第一号関係)

## 1-1 都市再生安全確保計画の意義・目標

### 1-1-1 意義

- ・ 中之島地域は、大阪市都心の中央北部に位置し、大規模オフィスを中心に交流施設（会議、ホール、宿泊等）、文化施設（美術館等）や病院、大学等の立地した、大阪市における業務・文化・交流機能を牽引している地域である。
- ・ 平成 27 年 7 月に特定都市再生緊急整備地域に指定され、大阪駅周辺地域、御堂筋周辺地域とともに、大阪、関西のみならず国土の発展、成長を牽引する国際競争力を備えた拠点の形成をめざしている。
- ・ 本地域では、古い建物の建替えや遊休地を活用した新しい建物の建設が進行するとともに、新規鉄道路線（なにわ筋線）の新駅の建設も予定（令和 13 年開業予定）されている。
- ・ 今後、より一層の高次都市機能の集積や国際競争力のある拠点形成等を促進するためには、大規模地震に対して「安全・安心なまちの確立」が必要不可欠である。
- ・ 本地域においては、中之島の発展・活性化をめざして地権者の事業者等で形成する「一般社団法人中之島まちみらい協議会」が、まちづくり活動を推進しており、中之島を大阪都心部で最も安全・安心なエリアとすることを目標に、エリア防災の取組みを進めている。
- ・ このような背景をふまえ、「大規模地震発災時」に本地域に滞在する従業者や来訪者等の安全確保をはじめとする、地域の防災力向上を公民連携で進めるため、都市再生安全確保計画を策定するものである。

### 1-1-2 目標

- ・ 本地域の事業者は、大規模地震発災直後から行政等による広域的な支援が開始されるまでの間、事業者毎に、又は相互に連携し、施設内の従業者、来訪者等の一斉帰宅の抑制に努めるとともに、安全確保及び事業継続を図るための取組みを実施する。

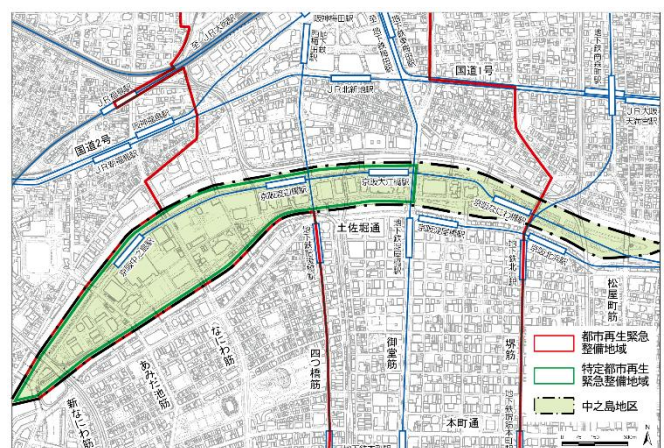
(各事業者による対応)

- ・ 各事業者は、発災後速やかに施設内の従業者、来訪者等の安全の確認と保護にあたりるとともに、災害状況が一定把握できるまでは、施設内の従業者、来訪者等の一斉帰宅の抑制に努める。

(事業者間の連携による対応)

- ・ 各事業者は連携して、本地域やその周辺の状況に係る情報を共有するとともに、施設内の従業者、

図 中之島地域（対象エリア）



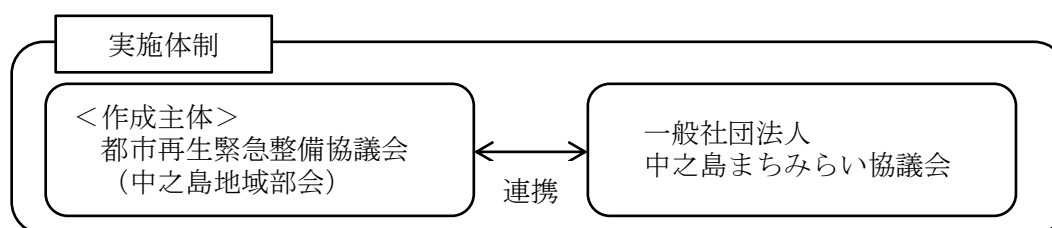
来訪者等の安全確保等に関して、相互に協力しあう。

(行政との連携による対応)

- ・ 各事業者は連携して、行政との情報交換を図り、その情報を本地域内の各事業者と共有する。

## 1-2 都市再生安全確保計画の作成・変更及び実施体制

- ・ 都市再生安全確保計画の作成は、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺都市再生緊急整備協議会（中之島地域部会）が行う。
- ・ 計画内容については、定期的に、取組みの成果や訓練による検証、本地域を取り巻く環境の変化の把握等を行い、PDCAサイクルにより適切に内容を改善・更新する。また、計画内容の変更に係る検討や計画の実施については、一般社団法人中之島まちみらい協議会との連携を図る。



## 1-3 地域における被害の検討等

### 1-3-1 防災関連施設等の概要

- ・ 本地域の既存の防災関連施設として、広域避難場所（中之島地域全体）、災害時避難所<sup>※1</sup>（中之島小中一貫校）、津波避難ビル（国立国際美術館アッパープラザ屋外、大阪国際会議場（グランキューブ大阪）、中之島小中一貫校）、防災船着場（大阪国際会議場前港、ローズポート）、災害医療協力病院（住友病院、桜橋渡辺未来医療病院）が設置されている。
- ・ また、本地域内の南北方向の主要幹線道路等が、緊急交通路・避難路に指定されている。
- ・ 事業者の備えとして、本地域内の大規模施設は、新耐震、又は旧耐震でも耐震補強済みで、約7割（平成27年当時）が、BCP、災害時対応マニュアルを作成している。

※1 浸水や倒壊により自宅で生活できなくなった市民が避難生活を送る施設。学校の体育館などの施設

### 1-3-2 想定する地震※1

		内陸活断層による地震				海溝型（プレート境界）の地震	
		上町断層帯地震	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	南海トラフ地震	
						東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震
マグニチュード		7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	9.0～9.1
発生確率		2～3%※2	0～0.2%※2	0～0.04%※2	0～14%※2	60～90%程度以上※3	
中之島地域	想定震度	6強	5強～6弱	5強	5弱	5弱～6弱	6弱
	液状化※4	記載なし				半分程度の範囲が「発生しやすい」（危険度ランク4段階の上から2番目）	ほとんどの範囲が液状化の危険度をあらかずPL値「25以上」（危険度ランク6段階の上から1番目）

資料：大阪市地域防災計画〈共通編〉（令和7年3月）をもとに作成（※3の記載箇所を除く）

- ・大阪府自然災害総合防災対策検討委員会（平成17年度、18年度）における考え方に基づくもので、マグニチュード、発生確率については大阪市内における数値を、想定震度、液状化は本地域を抜粋したものである。なお、南海トラフ巨大地震に係る数値については、概ね「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成25年度）」における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。

- ※1 津波については、本地域においては浸水想定なし。（大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第3回：平成25年8月）資料「大阪府津波浸水想定（全体図）」）
- ※2 発生確率（今後30年以内）。文部科学省所管の地震調査研究推進本部による令和6年1月1日を算定基準日とした評価である。
- ※3 発生確率（今後30年以内）。文部科学省所管の地震調査研究推進本部による令和7年1月1日を算定基準日とした評価であり、令和7年9月26日の「南海トラフの地震活動の長期評価」第二版一部改訂に基づいたものである。
- ※4 地層、地下水位及び旧地形をもとに液状化の発生を予測したもので、ランクは「極めて発生しやすい」「発生しやすい」「発生しにくい」「極めて発生しにくい」の4段階表示。

### 1-3-3 ライフラインの被害想定（市域）

	内陸活断層型による地震				海溝型（プレート境界）の地震		
	上町 断層帯 地震	生駒 断層帯 地震	有馬高槻 断層帯 地震	中央構造線 断層帯 地震	南海トラフ地震		
					東南海・ 南海地震	南海トラフ巨大地震	復旧期間
電力停電率	約 64%	約 7%	約 1%	約 0.1%	約 2%	約 49%	約 1 週間
ガス供給停止率	約 81%	約 32%	0%	0%	0%	約 53%	約 1 ヶ月 <sup>※1</sup>
水道断水率 <sup>※2</sup>	約 45%	約 45%	約 22%	約 11%	約 20%	約 30%	約 2 週間 <sup>※3</sup>
下水道機能支障率	—	—	—	—	—	約 5.4%	約 1 週間
固定電話不通率	約 13%	約 2%	約 0.9%	約 0.2%	0%	約 48%	約 1 ヶ月

資料：大阪市地域防災計画〈共通編〉（令和 7 年 3 月）をもとに作成

- ・大阪府自然災害総合防災対策検討委員会（平成 17 年度、18 年度）における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。なお、南海トラフ巨大地震に係る数値については、概ね「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成 25 年度）」における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。

※1 ガスにおける復旧期間は供給停止戸数より全半壊戸数を除いた個数を対象としている。また、電力及びガスの想定については、それぞれ関西電力及び大阪ガスで実施されたものである。

※2 地盤条件に基づく詳細解析により大阪市水道局で算出したものである。南海トラフ巨大地震については、津波遡上による影響を除く。

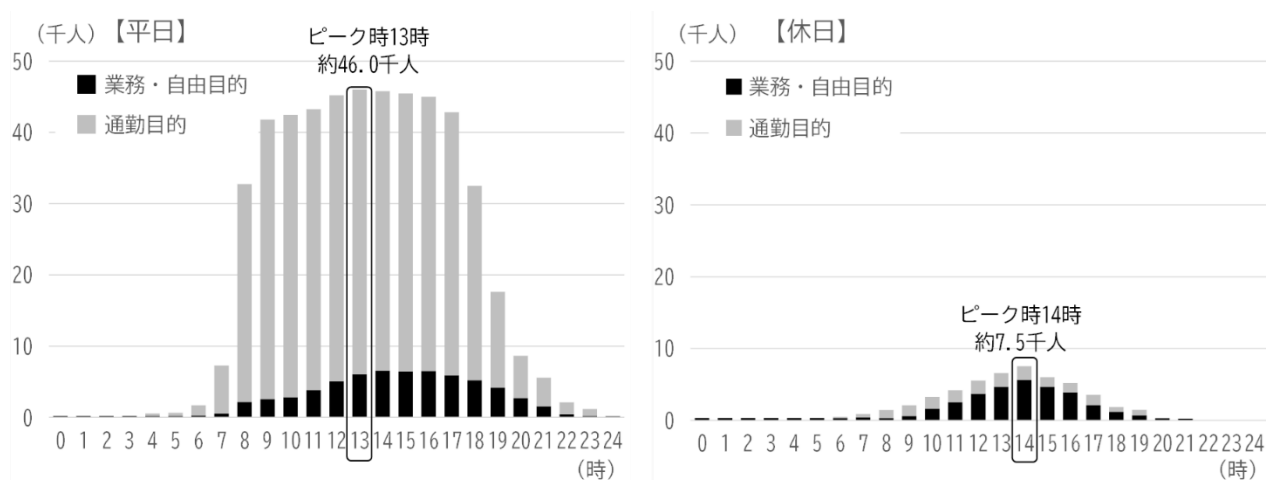
※3 市域では、道路啓開（応急復旧を実施する前の救援ルート）を含め、津波による被害が解消されてからの日数。

### 1-3-4 災害時に発生する事象

#### ① 帰宅困難者の発生

- ・ 近畿圏パーソントリップ調査（令和3年）※<sup>1</sup>による中之島地域（当該地域及び隣接する地域の居住者を除く）の平日・休日の時間帯別従業者・来訪者数分布は下図の通りとなる。（※通学目的は0であり、通勤目的のみの表記とする。）
- ・ ピークは平日が13時で46.0千人、休日が14時で7.5千人となる。業務・自由目的の来訪者は平日が6.0千人、休日が5.6千人となることから、より多い平日を基準として推計する。

図 平日・休日別時間帯別従業者・来訪者数分布



※1 新型コロナウイルス感染症拡大による外出状況の変化（頻度や移動手段の変化）をとらえる補完調査をあわせて実施している。ここでは収束後の見込み値を採用。

- ・ 帰宅困難者数の想定人数は、近畿圏パーソントリップ調査（令和3年）のデータでは把握できない、外国人観光客の人数や近畿圏外からの来訪者の人数、調査時点以降の開発済み施設の人数（従業者数、来訪者数）を別途想定・補正の上、算定した。来訪者のうちの帰宅不可能来訪者数を帰宅距離別帰宅困難率から算定した。

表 ピーク時（平日 13 時）の帰宅困難者の想定人数

帰宅困難者	想定人数	備考
従業者（通勤目的）	約 42.1 千人	概ね行き場のある人
来訪者（業務・自由目的）	約 7.7 千人	概ね行き場のない人
うち、帰宅不可能来訪者	約 2.7 千人	一時滞在施設（退避施設）での受け入れが必要な人
合計	約 49.8 千人	

- ・ ピーク時（平日 13 時）に地震が発生した場合、帰宅困難者の総数が約 49.8 千人となる。
- ・ そのうち、一時滞在施設（退避施設）での受け入れが必要とされる帰宅不可能来訪者は約 2.7 千人

と想定されるが、これは本地域内にある各事業所において、従業員、来訪者に対する一斉帰宅抑制の取組み（＝公共交通機関が運転再開するまでの間、地域内にある企業、商業施設や学校等において、従業員、来訪者や学生等を自施設内に留めて、安全に過ごせる環境を整える取組み）が行われることが前提である。

- ・ ただし、本地域全体が広域避難場所であることから、周辺地域から避難者が流入する可能性がある。

## ② その他の発生する事象

- ・ 津波による被害については、南海トラフ巨大地震でも、本地域の浸水可能性は無いと想定されるが、一方で、周辺の福島～梅田エリア等では浸水の可能性がある。（大阪府防災会議南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料）
- ・ 液状化に伴う被害については、本地域では建物が比較的新しいことから、建物損壊よりも道路の沈下の被害が大きいと推測されるが、状況想定は困難であるため、被害の可能性は念頭に置きつつも具体的な被害想定は織り込まない。

## 1-4 対応の考え方

### 1-4-1 都市再生安全確保施設に関する考え方

#### ① 一時退避場所に関する検証

- ・ 発災後、施設の安全の確認のため、最大で約 49.8 千人（平日 13 時）の帰宅困難者が一時的に屋外に退避することが想定されるが、エリア内には大規模施設の空地や中之島公園、中之島西公園等の約 75,000 m<sup>2</sup>の空地等があり、一時退避に必要な面積を 1.0 m<sup>2</sup>/人（大阪市地域防災計画における一時避難場所の基準）とすると、十分な一時退避場所（屋外空間）が確保されている。

#### ② 一時滞在施設（退避施設）に関する検証

- ・ 一時滞在施設（退避施設）での受け入れが必要とされる帰宅不可能来訪者数は約 2.7 千人であるが、現在設定している一時滞在施設（退避施設）での受入人数が約 3.8 千人であり、確保されている。
- ・ 今後、周辺地域からの避難者の流入等も考慮し、都市開発事業の整備に併せた一時滞在施設（退避施設）の確保や施設運営に関する地域ルール等の検討を進め、本計画に反映させることが必要である。

### 1-4-2 防災備蓄物資に関する考え方

- ・ 従業員、来訪者向けの非常用の備蓄物資は、本地域内の約 4 割（平成 27 年当時）の事業者で対応がされており、今後、事業者による従業員、来訪者の滞在用の備蓄をさらに進めることが必要である。
- ・ また、帰宅不可能来訪者数は約 2.7 千人と想定され、一晚留まることも想定すると、約 2.7 千人分の備蓄物資が必要になる。
- ・ 備蓄倉庫については、今後の都市開発事業にあわせた整備や既存施設の活用等の検討をするとともに、共同備蓄や施設間の相互融通等も含めた運営に関する地域ルール等の検討を進め、本計画に反映させることが必要である。

## 2. 滞在者等の安全の確保を図るための事業等

### 2-1 都市再生安全確保施設の整備及び管理（法第 19 条の 15 第 2 項第二号及び第三号関係）

- ・ 災害時には、各施設所有者・管理者の定める消防計画や防災対策計画、水害時の避難確保計画等を踏まえた上で、原則、滞在者等を各施設に留める方針である一斉帰宅抑制の取組みに基づき、各施設所有者・管理者は施設内待機の計画策定と、従業員等への周知および備蓄を平常時に実施しておくことで、発災時には可能な限り従業員や来訪者を施設内に留める。
- ・ 特に従業員に比べて、来訪者が多い施設は、人の混乱等を抑える対策が必要であるため、来訪者を施設内に留める。そのうえで可能な範囲で、帰宅不可能来訪者を数日間受け入れる退避空間を確保し、一時滞在施設（退避施設）として位置づける施設を増やすよう努める。
- ・ また、中之島地域全体が広域避難場所であるため周辺地域からの避難者の流入等も考慮し、不足が生じるようであれば、施設のロビー等を活用した一時退避場所・一時滞在施設（退避施設）の拡充に努める。
- ・ 併せて、来訪者の避難誘導方法等の一時滞在施設（退避施設）の運営に関する地域ルール等を検討する。
- ・ 備蓄倉庫については、今後の都市開発事業に併せた整備や既存施設の活用等により拡充をめざすとともに、共同備蓄や施設間の相互融通等も含めた運営に関する地域ルール等を検討する。
- ・ 都市再生安全確保施設の位置づけは、施設所有者・管理者がその目的を十分に理解するとともに、一時滞在施設（退避施設）、備蓄倉庫については、施設内の退避空間の確保、備蓄の検討、災害時の運営ルール等内部調整を行い、今後も継続的に担当者に引き継いでいくこととする。
- ・ また、施設所有者・管理者は、一時滞在施設（退避施設）、備蓄倉庫の管理にあたって行政との連携についても検討する。

表 都市再生特別措置法第 19 条の 15 第 2 項第二号及び第三号に係る計画

都市再生安全確保施設に関する事項				事業に関する事項			管理に関する事項	
番号	施設の名称	種類	所有者	実施主体	事業の内容	実施期間	管理主体	管理内容
1	中之島公園 【屋外】	一時退避場所	大阪市	同左	一時退避が可能なスペースを整備	整備済	所有者に同じ	施設の保守・点検
2	中之島西公園 【屋外】	一時退避場所	大阪市	同左	一時退避が可能なスペースを整備	整備済	所有者に同じ	施設の保守・点検
3	中之島 2 丁目 公開空地等 【屋外】	一時退避場所	住友生命保険 相互会社 三井物産株式会社 株式会社竹中工務店 株式会社 朝日新聞社	同左	一時退避が可能なスペースを整備	整備済	所有者に同じ	施設の保守・点検
4	中之島 3 丁目 公開空地等 【屋外】	一時退避場所	株式会社 朝日新聞社 住友不動産株式会社 三井不動産株式会社 ダイビル株式会社 関西電力株式会社 関電不動産開発 株式会社	同左	一時退避が可能なスペースを整備	一部 整備済	所有者に 同じ	施設の 保守・点検
5	大阪中之島美術館 芝生広場 【屋外】	一時退避場所	地方独立行政法人 大阪市博物館 機構	同左	一時退避が可能なスペースを整備	整備済	株式会社 大阪中之島 ミュージアム	施設の 保守・点検
6	中之島 5 丁目 公開空地 【屋外】	一時退避場所	大阪府	同左	一時退避が可能なスペースを整備	整備済	株式会社 大阪国際 会議場	施設の 保守・点検
7	中之島 6 丁目 公開空地 【屋外】	一時退避場所	関西電力株式会社 株式会社竹中工務店	同左	一時退避が可能なスペースを整備	整備済	所有者に 同じ	施設の 保守・点検
8	国立国際美術館 【屋内】	一時滞在施設 (退避施設)	国	同左	一時滞在が可能なスペースを整備	整備済	独立行政法人 国立美術館	施設の 保守・点検
9	大阪府立 国際会議場 【屋内】	一時滞在施設 (退避施設)	大阪府	同左	一時滞在が可能なスペースを整備	整備済	株式会社 大阪国際 会議場	施設の 保守・点検
		備蓄倉庫		同左	備蓄スペースを 確保	整備済		施設の 保守・点検
10	大阪市中央公会堂 【屋内】	一時滞在施設 (退避施設)	大阪市	同左	一時滞在が可能なスペースを整備	整備済	株式会社 ジェイコム ウエスト	施設の 保守・点検
11	Nakanoshima Cross 【屋内】	一時滞在施設 (退避施設)	日本生命保険 相互会社	同左	一時滞在が可能なスペースを整備	整備済	一般財団法人 未来医療 推進機構	施設の 保守・点検
		備蓄倉庫	京阪 ホールディングス 株式会社 関電不動産開発 株式会社	同左	備蓄倉庫を整備	整備済		施設の 保守・点検
12	阪神高速道路 高架下 (中之島 3 丁目) 【屋内】	備蓄倉庫	株式会社 朝日新聞社	同左	備蓄倉庫を整備	整備済	所有者に 同じ	施設の 保守・点検

※公開空地等…公開空地の他、ピロティ等の屋外空間も含む

図 都市再生安全確保施設



## 2-2 その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業（法第19条の15第2項第四号関係）

- ・ 施設所有者・管理者と実施に向けた協議が整った時点で計画に記載することとする。

## 2-3 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務（法第19条の15第2項第五号関係）

- ・ 以下の内容について、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺都市再生緊急整備協議会（本地域部会）を構成する機関との連携を図りながら、以下の内容に取り組むものとする。

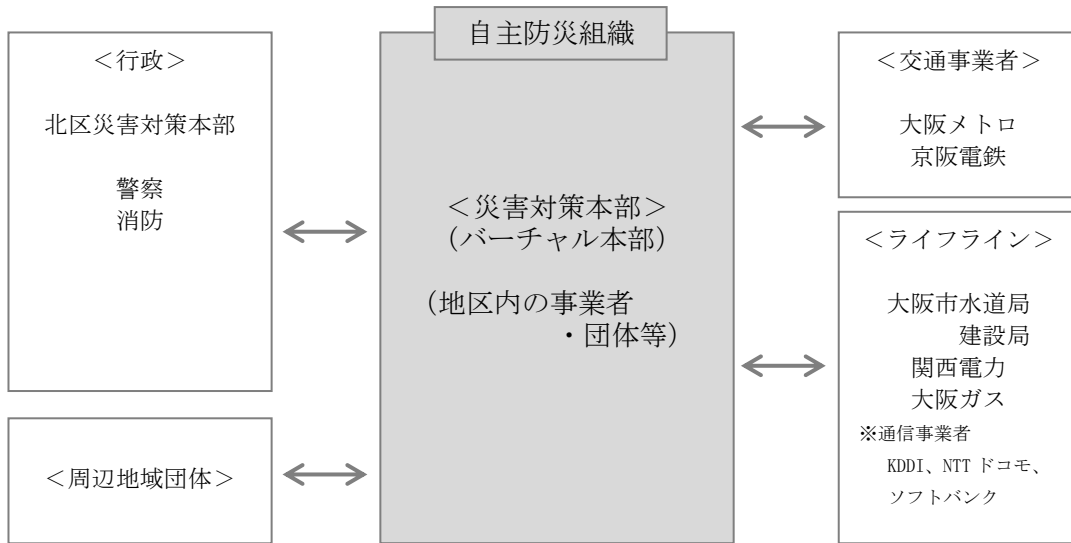
### 2-3-1 事務の実施体制

- ・ 災害発生時から交通機能及び都市機能回復までの応急対応活動を本地域で担う組織として、地域内の事業者や団体を中心とした自主防災組織（共助組織）の組成をめざす。
- ・ 自主防災組織は、災害発生時には災害対策本部（オンライン上のバーチャル本部）を立ち上げ、区災害対策本部等の関係機関との情報伝達の窓口機能を果たすとともに、本地域において必要となる共助的な連携の拠点をめざす。

### 2-3-2 災害時に実施する事務の内容

- ・ 各事業者の安否確認、建物等被害状況の把握、エリア内の危険箇所等の把握と協力や連携できる情報交換の支援を行う。

図 災害時の応急活動組織（将来イメージ）



#### 2-4 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項（法第19条の15第2項第六号関係）

- ・ 本地域の体制整備（本地域における災害対策本部の設置、災害対策本部を中心とした行政や本地域内の事業者等との連絡体制・相互支援体制の構築等）を検討する。
- ・ 災害時に本地域における円滑な情報伝達に活用できる情報伝達ツールの運用方法等を検討する。
- ・ 情報伝達・共有、一時滞在施設（退避施設）・備蓄倉庫の運営等の地域ルール、対策マニュアル等の整備を検討する。
- ・ 本地域内の事業者・団体等が連携した防災訓練（建物の安全確認・情報伝達等の図上訓練／実地訓練）等を実施する。
- ・ 一時退避場所、一時滞在施設（退避施設）の適切な施設管理を実施する。

### 3. その他防災性の向上のために必要な事項

- ・ 河川水熱利用による地域冷暖房をはじめとするエネルギーの面的利用等を推進することで、災害に強い安全・安心なまちであるBCD（Business Continuity District：事業継続基盤整備地区）を構築し、まちの価値の向上、本地域の国際競争力の強化につなげることをめざす。また、本地域内の事業者・団体等が策定する事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）と連携した取組みについても検討する。
- ・ 大規模災害時に危惧される建物内での傷病者の発生に備え、大阪市地域防災計画の災害医療体制と連携した本地域の救護体制の構築を検討する。